

令和4年度 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ◇「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」
- ◇現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ◇職場環境等要件に関し、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の促進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。
- ◇介護福祉士の配置要件の届出を行っていること。
- ◇取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ◇「処遇改善に関する加算の算定状況」

社会福祉法人ワゲン福祉会 特別養護老人ホーム相陽台ホームは、令和元年10月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

■取得事業所

- ◇特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ◇短期入所生活介護
- ◇通所介護
- ◇訪問介護

■特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

A：介護福祉士資格を有し、勤続10年以上の介護正職員
（他法人での経験年数を含む）かつサブリーダー以上の者

B：その他の介護職員

C：その他の職種

※毎月、特定処遇改善加算手当として支給する事に致しました。

■賃金以外の具体的取り組みに関しては以下をご参照ください

加算対象年度中に行う取組について

◇入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有休休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◇生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

◇やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供